

令和6年度 第2回全国健康保険協会長崎支部評議会議事録

- < 開催日時 > 令和6年10月22日(火) 15:30~17:00
< 開催場所 > ホテルセントヒル長崎 絹笠の間
< 出席評議員 > 7名
安達評議員、池下評議員、伊東評議員(議長)、岡村評議員、
川田評議員、松尾評議員、宮原評議員(五十音順)
-

議題1 令和7年度保険料率について

事務局より資料1-1、1-2、1-3、1-4、1-5に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

学識経験者

国庫補助率が恒久化されたと話があったが、今後ずっと16.4%で変わらないということか。

⇒(事務局)

恒久化されたため、今後も国庫補助率は16.4%となる。

学識経験者

協会けんぽの財政が悪化して今後かなり苦しくなっていくという場合に、国庫補助率が引き上げられることはもうないのか。

⇒(事務局)

医療費の動向等の将来の見通しを踏まえ、本部から厚生労働省に対して国庫補助率を20%へ引き上げる要請を毎年行っている。協会としては、引き続き更なる国庫補助率の引き上げについて要請していかなければならないと考えている。

事業主代表

標準報酬月額が上がると協会の収入は増えるが、一方で物価高騰や医療関係者の賃金上昇も考えると、医療費の増加にもつながり協会の支出も増える。平均保険料率10%維持の考え方は変わらない。

まもなくマイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに移行するが、医療DXを推進することは、保健事業がビックデータを活用してさらに推進していくことや、事務的な管理面でのコストが下がるということが挙げられると思うが、そういったメリットをある程度具体的に想定しているか。

⇒(事務局)

医療DXを推進していくことは協会けんぽの負担軽減に繋がる。財政面としては、例えばマイナ保険証で受診することで医療給付費は減る。また、保険証が発行不要となるので、事務経費の削減にもなる。

診療上の負担軽減でいうと、本人が同意すれば特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぐことができる。また自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けることができる。

電子処方箋・電子カルテ等で医療の質の向上や患者の利便性の向上にも繋がる。電子処方箋は、これまで紙で発行していた処方箋を電子化したものになるため、医療機関で患者が選択すれば、複数の医療機関・薬局にまたがる薬の情報を医師や薬剤師と共有することができることになる。患者が服用している薬を把握することができるため、飲み合わせに配慮した指導も行うことができる。

利便性で言えば、患者が薬局に向かう間に薬剤師が調剤に取り掛かれるため、待ち時間短縮という点も電子処方箋のメリットであり、2025年に完全移行される予定となっている。

学識経験者

今後の収支見通しについて非常にたくさんのパターンを示していただいたが、協会けんぽの財政見通しは非常に厳しいと言わざるを得ない。

例えば、賃金上昇率を2.1%として医療費は4.5%伸び続けるパターンを見てみると、保険料率10%維持した場合でも5年後には単年度収支が赤字となるという見通しがある。

医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造は今後も変わらないと思っており、保険料率引き下げは難しい。人間ドックに関する補助の新設等、準備金を活用した保健事業の一層の推進は評価できる。そうした観点からも、現在の保険料率10%維持は妥当と考える。

学識経験者（議長）

試算に示されているように準備金が積み上がっていても保険料率引き下げは厳しい。医療費を下げるための対策として、資料1-5に説明があるように健康増進や病気の早期予防のための取り組みを進めていく必要がある。

学識経験者

賃金の上昇が医療費の上昇に追いついていないということなので、簡単にはいかないが医療費を下げる努力がもっと必要になる。医療DX化で様々なコストがカットされ支出が下がっていくことは、協会の財政を安定させる1つの方法と思う。

5.95か月分相当の準備金が妥当であるかの判断は難しいが、平均保険料率が毎年上下するようなことがないよう、中長期的視点で準備金を確保するというところに着目すべきである。

もっと効果的な医療費引き下げについて、医療DX化を絡めた意見の出し方が必要になると思う。

⇒（事務局）

昨年10月の長崎支部での平均保険料率の議論の際には、事業主・加入者の方からできる限り長く平均保険料率10%を超えないようにと求める意見があった。全国では結果的に46支部が現状の10%は致し方ない、中長期で考えていくべきといった意見であった。どの程度の準備金があればよいかは一概に言えず、上限等目安を示すことは難しい。

現在の準備金5.2兆円を評価するに際しては、協会けんぽの財政は中長期で考えていくことを基本スタンスとしていること、今後の加入者の保険給付費は一貫して増加傾向となる見込みであること、後期高齢者支援金が今後ますます増加していく見込みであることを踏まえて検討することが必要である。

学識経験者（議長）

県の医療費適正化計画の協議会には協会けんぽも参画していると認識している。保険料率 10%維持という観点からすると、協議会への積極的な参画と意見発信に注力することも大事。医療DXの推進や健康寿命の延伸に向けた施策を県全体で総合的、戦略的に進めていくことが必要と考える。

事業主代表

資料 1-3 で短時間労働者の被保険者を拡大するとあるが、給料の低い方々から健康保険料を引くのは、財源確保のため仕方ないと思っていたが、逆にそのような方が加入することにより、医療費が増えて財源がマイナスになった場合、どこが得をしているのか。

⇒（事務局）

協会けんぽの被保険者の標準報酬月額平均は約 304,000 円だが、短時間労働者の標準報酬月額は協会けんぽ・健保組合ではピーク時で月額 118,000 円である。医療費が平均的であれば入ってくる月額報酬が少ないので、協会財政の負担が生じる恐れがある。

加入者については、国民年金より手厚い厚生年金を将来受け取ることができる点や福利厚生面が加入するメリットである。国の救済措置という面もあると考える。

事業主代表

事業主の立場では負担が厳しい面もあるため、国庫補助率 20%に引き上げるよう国に強く要請する必要があると考える。

事業主代表

企業側も負担が増えて新たに社会保険に加入する人も保険料を納めるのに財政が逆に不安になるのは理解できないところではある。

また、従業員が適用拡大により加入を選ぶのか、逆に 20 時間未満に抑えるのか、例えば週 5 日働いていた人が週 4 日にする、6 時間を 4 時間になると人手不足問題がさらに拍車をかけることになる。適用拡大後の状況をしっかり検証し柔軟に対応していただきたい。

被保険者代表

がんに着目した肺がん検診の受診勧奨の追加、若年層を対象とした健診の実施等、保健事業の推進に取り組んでいくことはとても良い。健診を受けやすい環境を作ることは事業主の課題であるが、少子化により財源等が少なくなる中で、働き盛りの若い世代に目を向けて保険者が取り組んでいくことで財源等も少しずつ変わっていくのではないかと。10%を維持していくためにもしっかりと取り組んでほしい。

事業主代表

自分の会社では従業員の健診および保健指導は日時を伝えて受けさせるようにしている。従業員からは現場があるからと言われるが、総務と協力して健診および指導優先で受けさせている。

学識経験者（議長）

総じて 10%はやむを得ないという意見である。また、保険料率の変更時期は例年通り令和 7 年 4 月納付分（3 月分）からで良いか。

⇒異議なし。

議題 2 令和 7 年度支部事業計画及び支部保険者機能強化予算の策定に向けた意見聴取（意見交換）

事務局より資料 2-1、2-2 に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

学識経験者

長崎県の場合、全国と比較して医療費が高いとあるが、長崎の人は運動習慣がないなど地域的なものが医療費の増大に繋がっていると思う。健診を自主性に任せるのではなく、強制的に受診させる必要があると考える。

自分の事業所が平均より医療費を使用しているか把握しておく必要がある。平均以上に医療費を使用していれば、事業主の責任で対策を取っていく必要があると考えるが、要配慮個人情報のため誰の医療費が高いか事業主は個別には把握できない。しかし、1 事業所ごとに医療費が高いか低いか事業主は把握しておくべきだと考える。

⇒（事務局）

加入者毎の医療費は情報提供できないが、個人が特定されない規模の事業所に関しては、事業所カルテという形で医療費と健診結果を集約したものを健康経営宣言事業所に提供している。

基本的に事業所カルテは郵送しているが、カルテに記載された内容について、説明が必要な場合は要望に応じて対応している。

事業主代表

私は今回も保健指導の対象となった。医療機関に行っても痩せなさいとしか言われぬ。以前、社員を集めてメタボチームでストレッチをしたり、講師に来てもらったことがある。こういった取り組みの応援（補助）があると社内でやってみようかという気持ちになる。

また、LINEがどのように展開されるかわからないが、アンケートがあると回答したくなると思うので、取り入れてはどうかと思う。

⇒（事務局）

例えば食事や運動等について長崎県が「健康づくり応援事業」で講師派遣を行っている。また、協会けんぽからも保健師・管理栄養士の派遣は可能。

お勤めの方は、労働安全衛生法の縛りもあって健診受診率は約 7 割まで向上している。しかし、健診結果

を理解するところまでは至らず、また理解できても改善するためにはどうすれば良いか解っていない方が多い。

健診当日に健診結果の説明と保健指導までやっていただく健診機関が増えているが、忙しいから早く帰りたいと言う受診者を呼び止めることを健診機関側も躊躇している現状がある。是非、事業主の方々におかれましては、従業員に対して、保健指導の声掛けをされたら受けるようにと周知していただきたい。そうすると健診と保健指導を効率的・効果的に行うことができるので、加入者は健診当日を大事にしていただきたい。また、職場内で健康づくりに取り組みたいというときには、協会けんぽを活用してほしい。

事業主代表

健診結果について、どの数字がどのような意味なのかわからないことが多いので、保健指導対象者だけでなく、健診受診者を全員集めて説明いただくと効果的と考える。

議題3 その他（健康経営セミナー開催のお知らせ）

事務局より参考資料に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

特になし。